

はじめての陶芸教室

写真の作品をお手本に、自分だけのカップを作ってみませんか？

- 日 程：①2月27日（日） 粘土をこねて形を作ろう
②3月13日（日） 取っ手・高台を制作しよう
③3月27日（日） 色付けをしよう

時 間：10時～12時

会 場：富士見公民館 1階 造形創作室

講 師：三東 宗二郎 氏 （一草窯）

材料費：1, 000円（初回に集金します）

対象者：富士見地区在住在勤の一般成人 12名（応募多数の場合は抽選とさせていただきます）

申込受付：1月17日（月）～31日（月）までの間に富士見公民館へ電話

結果連絡：2月1日（火）～4日（金）の間に電話で連絡

※多少汚れてもいい服装で、手拭きタオルを持参し、爪を切って参加ください。

※完成品引き渡し：後日富士見公民館まで各自取りに来てください

※新型コロナウイルス感染症予防のため、講座を中止する場合があります。



学習講座 「甲(よろい)を着た古墳人」

前橋市文化協会富士見支部では、国道353号金井バイパス（上信自動車道）建設工事に伴い、金井東裏遺跡から発掘された「甲（よろい）を着た古墳人」について学習講座を開催します。

日 時：令和4年2月19日（土）13時30分～15時

会 場：富士見公民館 2階 ホール

講 師：公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 資料部長 桜岡 正信 氏

参加費：無料

募集人数：先着90名（事前の申し込みは不要です）

受講を希望される方は、13時から受付を行いますので、直接ご来場ください。

定員が埋まり次第締め切らせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、講座を中止する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、来館の際は事前の検温、マスク着用、手指消毒をお願いします。

館報ふじみは自治会の皆さまのご協力により配付しています。

わくわく親子体験教室を開催しました！

12月18日にわくわく親子体験の1回目「スノードーム作り」を開催しました。みんなでスノードーム作りを楽しみました。



「ふじみかるためぐり」YouTube 配信

富士見公民館では「富士見かるた」の地をウォーキングでめぐる動画を前橋市のYouTubeチャンネルで配信しています。今回は「実る文化の公民館」、「くつろぐ老人福祉センター」、「労力合わせて中学敷地」、「富士山見える十三大字」の四つをめぐるコースを紹介しています。ぜひご覧ください。



「発掘調査最前線～東国文化の中心地を掘ってみた2～」を開催します

近年、新たに発見された遺跡の速報展です。

日時：令和4年1月28日（金）～2月2日（水）
9時～18時

会場：臨江閣別館1階西洋間（大手町3-15）

入場料：無料

展示内容：近年出土した普段は見るできない貴重な遺物を展示します。

総社古墳群、推定上野国府跡、荻窪倉兼Ⅲ遺跡、上細井中西部遺跡群からは「牛」と書かれた墨書土器、元総社蒼海遺跡群からは小金銅仏などを展示します。

問合せ：文化財保護課 ☎280-6511

歴史発見！

前橋フィールドミュージアム



富士見公民館からのお知らせ

●富士見公民館の年始の窓口業務は1月4日（火）からとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

●ロビーでは2月末まで赤城書の友会による作品展示が行われています。ぜひ、ご覧ください。

市立図書館富士見分館だより

所在：富士見町田島240 ☎288-6112

（休館日：12月29日～1月4日、11日

17日～20日、24日、31日）

☆新刊案内☆

《一般書》

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ○ディープフェイク | 福田 和代 著 |
| ○スープ屋さんしずくの謎解き朝ごはん 7 朝食フェスと決意のグヤーシュ | 友井 羊 著 |
| ○ミカエルの鼓動 | 柚月 裕子 著 |
| ○レインメーカー | 真山 仁 著 |
| ○民王 シベリアの陰謀 | 池井戸 潤 著 |



《児童書》

- | | |
|--|--------------|
| ○資料室の日曜日 | 村上 しいこ 作 |
| ○ひめさま！ぞうはすごくおおいでござる | 丸山 誠司 作 |
| ○ドラえもん探究ワールド special いっしょに考えよう！17の目標 SDGs でつくるわたしたちの未来 | |
| ○チャレンジミッケ！11へんてこりんなおみせ | ウォルター・ウィック 作 |

人権問題について考えよう

～同和問題について～

日本社会の歴史的過程において支配者が民衆支配の必要から、政治の仕組みとして厳しい身分制度を敷きました。人々はその身分によって住居や職業を定められそれを越えることは許されませんでした。この身分制度において、低い身分に置かれた人々が強制的に住まわされた所が同和地区（部落差別）となりました。同和地区出身というだけで、社会的な不利益や差別を受け、基本的人権が侵害されている問題が同和問題です。結婚や就職など日常生活の上で、本人の人柄とは直接関係のない「生まれ」などを理由に差別されるといふ我が国固有の重大な人権問題です。この問題に対し、平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。市民一人ひとりが同和問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すことが必要です。